

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合員の数の合計
- 四 組合の事務所
- 五 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

【解説】

本章の趣旨

投資事業有限責任組合契約においては、無限責任組合員以外の組合員の有限責任が法的に担保されている。

なお、民法上の組合においても組合契約で特定の組合員について有限責任とすることは可能であり（民法第674条）、これを悪意の第三者に対抗できる（民法第675条）と解されているが、有限責任が法律上担保されているわけでない。

本法において有限責任組合員の有限責任を法的に担保する以上、本組合と取引関係に入ってくる第三者が、客観的に一部の組合員の責任制限が存在することを予期し得る（予見可能性の確保）ような公示制度を設けることが必要と考えられる。

公示の方法については、我が国では株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示し取引の安全と円滑化及び商人秩序の保持を図る制度として一般的に商業登記制度が用いられていることから、本組合においてもかかる登記制度を活用することが、制度としての社会における認知度、公平性、利便性等の観点から妥当であり、国民の利便にも資するものと考えられる。

登記のありかたについては、

民法上の組合については、法人格を有さず構成員たる組合員はなお独立

の存在を有しているが、全組合員が締結する組合契約によって共同目的を達成するために必要な限度で統制されており、そこに団体性が認められるところ、この点は投資事業有限責任組合においても同様であること、

本組合には、組合財産につき組合員の「合有」である旨規定する民法第668条が準用されている点で、いわゆる「法人格なき社団（権利能力なき社団）」とも異なること（「法人格なき社団」においては、社団財産は構成員から完全に独立性を有し、構成員の持分の分割ないしその請求も認められない不可分のもの（構成員の「総有」）とされる）

登記制度については、団体性が強固である、法人格を有する社団（株式会社、合資会社、中小企業等協同組合など）の登記から、団体性が希薄な、単なる契約（夫婦財産契約）の登記まで存在しているため、本組合のように、組合契約により一定の団体性は有するものの「法人格なき社団（権利能力なき社団）」にまでは至らないようなものについても、登記制度を創設することは法理論上可能であること、

現存する登記制度はすべて、法人の登記か契約の登記かいずれかの範疇に整理されること、

を考慮し、組合契約の登記という法形式により、一定制度で団体性が認められる組合契約の内容を公示する新たな登記制度を設けることとしたものである。なお、登記方法の細則については、第33条で準用される商業登記法第120条に基づき、法務省令により「投資事業有限責任組合契約登記規則」（関係条文(3)参照）が定められている。

本条の解説

組合契約の効力の発生の登記について定めたもの。

投資事業有限責任組合は組合契約の締結のみにより成立するものであり、登記は本組合の設立要件ではない。しかし、本組合の組成後も無限責任組合員がいつまでも登記をしないことによって、有限責任組合員の有限責任等につき第三者に対する対抗力を発効させないという利益相反行為が起こるのを防止する必要があるとの観点から、組合契約の成立後、一定の制限期間内に登記をしなければならないこととし、これに違反した場合には処罰事由となることとしたものである（第34条第1号）。

組合契約の効力の発生の登記の要登記事項は以下のとおり。

第3条第2項第1号、第2号、第6号及び第7号の掲げる事項（第1号）

組合契約書の要記載事項を定めた第3条第2項中の、第1号「組合の事業」、第2号「組合の名称」、第6号「組合契約の効力が発生する年月日」、第7号「組合の存続期間」。

無限責任組合員の氏名又は名称及び住所（第2号）

無限責任組合員の氏名・住所等に関する情報を登記事項としたのは、本組合においては無限責任組合員が組合業務の執行を一元的に行うこととされており、組合債権に対しても連帯した無限責任を負うことから、組合と法律上の利害関係を有することとなる第三者にとっては、無限責任組合員の氏名・住所等が、債権行使の対象、組合の業務執行者が誰か等を知る上で重要な情報であるためである。

また、本組合においては、組合員の共有財産である組合財産及び無限責任組合員の個人財産が組合債権者の引当になるため、組合債権者にとっては無限責任を負う無限責任組合員の氏名・住所等が登記簿上明らかとなっていれば十分である一方、有限責任組合員は自らの匿名性が担保されることを条件に投資事業組合への出資を行うのが通例であるため、有限責任組合員の氏名・住所等については要登記事項としないこととしたもの。

組合員の数の合計（第3号）

本組合の組合員の数は、第3条第3項において、政令で定める数（100人）以下でなければならないこととされている。したがって、登記簿上も組合員数が明らかでなければならないが、第2号により登記される組合員は無限責任組合員に限られるため、別途組合員の合計数を記載させることとしたものである。

組合の事務所（第4号）

本組合の活動拠点たる事務所は、組合債権者等の第三者にとって重要な事項であることから、これを公示することとしたもの。

なお、組合契約書の記載事項について規定する第3条第2項第3号において「組合の事務所の所在地」とあるのを本条第1号で準用することとしなかったのは、「事務所の所在地」は事務所の存在する最小行政区画を意味するにとどまるのに対し、「事務所」は地名番地をも含んだ概念と解されていることによる。

組合契約で第13条第1項から第3号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

本組合は、第13条第1号から第3号までに定める当然の解散事由のほか、組合契約で解散事由を定めることができる。組合債権者等にとっては、組合の解散事由は非常に重要な事由であり、予見可能性が確保されるべきものであることから、かかる解散事由を定めたときには公示させることとしたもの。

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

【解説】

事務所の新設は、組合の活動拠点を新たに設けるという意味で組合員及び債権者等の第三者に対して重要な意味を持つ（第8条第3項参照）ものであり、また、第17条では最初から従たる事務所が設置されている場合について登記することと規定されていることとの均衡からも、組合契約の成立の登記の後に従たる事務所を設けた場合についても規定を置くもの。

なお、第2項は、すでに管轄登記所が存在する場合には、その管轄区域内に従たる事務所を設けても、新たに第17条（第1号～第3号、第5号）の事項を登記する必要はないので、従たる事務所の新設の旨だけを登記すればよいことを確認的に規定したものである。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

【解説】

組合の事務所の設置について登記するものと規定されていること（第17条、第18条）とのバランスからも、組合契約の成立の登記の後に事務所を移転した場合についての規定を置くもの。

すなわち「事務所」の移転は、すなわち、組合の活動拠点の移動を意味するとともに、それが主たる事務所の移動であれば組合債権者等が組合事業につき情報を得ることのできる場所（第3条第3項）の変更をも意味するので、その旨すみやかに公示すべき旨を定めたものである。

第2項は、前条同様、同一登記所の管轄区域内における事務所の移転のケースを規定する。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

【解説】

登記事項に変更が生じることは、組合契約の変更をも意味し、組合関係者の利害に重大な影響を及ぼしうするため、第三者に対し速やかにその変更の内容を公示し、周知することを趣旨として設けた規定である。

いわゆる登記事項の変更とは、すでに登記された事項の変動・消滅のほか、未だ登記されていない事項の追加をも包含するものである。

ただし、特に従たる事務所の新設や事務所の移転については、組合が営利活動を行う上で、登記事項の変更の中でも特に頻繁に起こりうることであるため、本条に先立って独立して規定している（第18条、第19条）。

また、この変更には、無限責任組合員の住所の変更や事務所の所在地の行政区画の変更も含まれるが、行政区画又はその名称の変更があったにすぎない場合には、商業登記法第26条の準用により、当該変更による登記があったものとみなしている。

組合契約の変更の際の添付資料について

登記事項のうち、組合契約で定めるべき事項の変更登記を行う場合、当該登記の申請に必要な添付書類は以下のとおり。

(1) 組合契約変更の要件が組合員の全員一致の場合

この場合には、登記の添付資料としては組合契約の変更に係る変更契約書を添付すればよいとされ、また変更契約書には組合員全員が署名することを要するものと解されている（平成10年10月22日付法務省民事局第四課第2050号民事局長通達）。

しかしながら、本法では第3条第4項により組合員の人数の合計は政令で定める数を超えてはならないとされ、政令において当該数は100人とされており（令第11条）特に組合員が海外にいる場合等は組合契約の変更後2週間以内に組合員全員が署名した変更契約書を準備することが困難であるため、変更契約書に代わる書面を登記事項の変更の登記の添付書類と

することが認められている（平成 15.2.6 中庁 3 中小企業庁事業環境部長照会、平成 15.2.18 民商 466 民事局長回答）。

これによれば、組合員全員の合意により組合契約が変更された場合には、組合員全員の合意によって組合契約が変更されたこと、及び当該変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、登記事項の変更を証する書面に該当すると解される。

したがって、例えば、組合員全員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるものであれば、これをもって添付書類とすることが可能である。

- (2) 組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約が変更された場合
この場合、組合契約に「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めがあることが証明される必要があり、加えて当該定めにしたがって組合契約が変更されたこと及び当該変更による組合契約の変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、「登記事項の変更を証する書面」に該当する。
具体的には、「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めのある組合契約書並びに組合契約に定める割合以上の組合員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を組合の業務執行員である無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるもの等であれば添付書面とすることが可能である。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

【解説】

無限責任組合員の選任無効若しくは取消し又は無限責任組合員の解任の訴えの提起があったときは、管轄裁判所は、当事者の申立によって無限責任組合員の業務の執行を停止し、またはこれを代行する者を選任する旨の仮処分を発することができる。(民事保全法第23条第2項)

民事保全法

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

無限責任組合員の氏名・住所等が公示されていることから、業務執行停止等の仮処分がなされた場合についても公示されるべきと解され、本条を設けたものである。

なお、この登記は、民事保全法第56条により、仮処分をした裁判所の書記官による管轄登記所への委託によりなされることになる。

民事保全法

(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(解散の登記)

第二十二條 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

【解説】

組合の解散は組合事業の停止と組合財産の清算をもたらすものであり、組合関係者の利害に関わる場所が大きいので、第三者に対し速やかに当該解散の事実を公示することを要求するもの。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があったときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

【解説】

清算人が行う清算事務には、現務の結了のほか、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等が含まれており、誰が清算人となるかは組合の利害関係者にとって重要な関心事項であるため、清算人の氏名又は名称及び住所を登記・公示することとしたもの。

ちなみに、法人格を有する組合（中小企業等協同組合など）においては清算人の登記を定めた独立の規定は置かれていない。同法の組合では、組合解散時には依然として組合が法人格を有しており、清算人が組合代表者となることから、設立の登記における登記事項中の「代表権を有する者の氏名、住所、資格」（中小企業等協同組合法第83条第2項第7号）につき従来の理事等から新たに清算人へ変わった旨の変更の登記（同法第86条）をすることで足りるからである。

これに対し、本法においては、組合に法人格が認められないため「代表権を有する者」の登記はそもそも観念し得ないことから、法人組合とは異なり、無限責任組合員の登記とは別途清算人の登記を設けることとしたもの。

第1項は、無限責任組合員が清算人になる場合について定め、登記事項については清算人の氏名又は名称及び住所とする。なお、本組合の清算人については、民法上の組合における清算人と同様、代表清算人の制度を設けていないことから（第15条、第7条第2項、同条第3項）、商法第123条【清算人の登記】1項第2号「清算人ニシテ会社ヲ代表セサル者アルトキハ会社ヲ代表スヘキ者ノ氏名」に相当する条項は設けられていない。

第2項は、無限責任組合員以外の者が清算人に選任された場合について定める。登記の制限期間、登記事項は前項と同様である。

第3項において、第20条を準用しているのは、上述のように清算人は組合の

利害関係者にとって重大な関心事項であるため、その変更についても登記を要求したもの。また、清算人の業務執行停止の仮処分等が行われる場合もありうるため、第 21 条も準用する。

(清算終了の登記)

第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

【解説】

清算事務（現務の結了、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等）の結了によってはじめて、投資事業有限責任組合と第三者・組合員との関係が完全に終結することとなるので、清算終了について登記・公示させることとしたもの。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

【解説】

本条は、本法における登記の管轄登記所及び登記簿について定める。

商業登記と同様、組合の事務所の所在地を管轄する法務局、地方法務局又はその支局、出張所が管轄登記所として投資事業有限責任組合契約登記簿を備え、一般の閲覧に供する。(第33条において準用する商業登記法第10条第1文)

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十二条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

無限責任組合員ないし清算人は組合事業ないし清算事務の執行を総組合員より委任されたものであり、本法に定められた登記事項の発生を最もよく知りうる立場にあることから、無限責任組合員ないし清算人を当事者として登記申請させることを規定し、第 33 条において準用する商業登記法第 14 条にいう当事者とは無限責任組合員又は清算人を指すことを明らかにしている。

なお、第 21 条の無限責任組合員の業務執行停止等の登記については、裁判所書記官の管轄登記所への囑託によりなされることとなる（第 33 条において準用する民事保全法第 56 条）ので、本条では除外してある。

また、第 2 項において、無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面を申請書に添付しなければならないと規定しているのは、法律上の申請義務者が法人であっても、実際に登記所に出向くのは自然人である当該法人の代表者ないしその代理人となることによる。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)
第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

【解説】

組合契約の効力の発生の登記における申請書の添付書類を定めるもの。

登記の申請が、申請権限を有する無限責任組合員によってなされているか及び登記申請内容が組合契約と合致するかどうかを証明するために、組合契約書(正本でなければならない)の添付を要求したもの。

ちなみに、夫婦財産契約の申請に際しては夫婦財産契約書(又は、管理者の変更若しくは共有財産の分割の関する審判の謄本、又は管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する契約書)(非訟事件手続法第123条)、合資会社の設立の登記の申請に際しては定款(商業登記法第77条、第55条第2項)を添付するものとされている。すなわち、これらの登記においては、当事者間における財産契約、団体の事業内容、業務の執行者の定めに関する書面が付属書類として要求されている。投資事業有限責任組合においてはこれらの内容はすべて組合契約に含まれているため、組合契約書を付属書類として規定することとしたもの。

なお、組合契約の効力の発生の登記の際に申請書に添付した組合契約書については、当該契約書と相違がない旨を記載した謄本と引替に還付を受けることができる。これを原本還付といい、本条から第32条までの添付書面いずれについても同様に原本還付を受けることができる。

ちなみに、組合契約書等添付書面(登記簿の付属書類となる)の閲覧については、匿名性が重視される有限責任組合員等の情報の不適切な漏洩を防ぐ政策的必要性から、本組合に対する執行力がある債務名義の正本を有する場合等ごく特殊な事情に限って認められる旨、全国の法務局及び地方法務局へ通達がなされているところである(法第33条で準用する商業登記法第10条第2文)。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

本条は、事務所の新設若しくは移転があった場合又は第 17 条の登記事項に変更があった場合における変更の登記の添付書面について、当該変更を証する書面の添付を義務づけたもの。

具体的には、事務所の新設若しくは移転についてはその旨全組合員が承認した文書（変更した組合契約書でももちろん可）、その他第 17 条に掲げる事項の変更については変更後の組合契約書等がこれに当たる。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

解散の登記の申請書における添付書面として、解散事由の発生を証する書面を規定する。

解散事由の発生とは具体的には、第12条で定める解散事由(目的たる事業の成功又はその成功の不能、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退、存続期間の満了、組合契約で から 以外の解散の事由を定めたときは、その事由)である。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があったことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

【解説】

清算人の登記において、第14条第1項ただし書の規定により総組合員の過半数をもって清算人が選任された場合には、組合員の過半数の一致があったことを証する書面のほか、その者が総組合員から清算事務を委任された(受任)ことを証する書面も添付書類として必要とするもの。

なお、本条は無限責任組合員がそのまま清算人となる場合の登記については添付書面を要求していないものの、合資会社においては業務執行社員が清算人となった場合の登記の添付書面として定款を要求している(合名会社の社員も同様)。

合名会社や合資会社においてこのような取扱いがされているのは、合名会社や合資会社の無限責任社員は必ずしも業務執行権を有しているわけではなく、しかもその業務執行権の有無は登記簿上明らかではなく、定款を見なければ判明しないからである(商法第70条参照)。これに対し、投資事業有限責任組合では無限責任組合員が必ず業務執行権を有しており、かつ、このことが登記簿上も明らかであることから、無限責任組合員が清算人になった場合にはその登記に添付書面を必要としないこととしたものである。

「総組合員の過半数の一致があったことを証する書面...を添付しなければならない」

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員が清算人となるほか、総組合員の過半数をもって他人を清算人として選任することができることについては、第14条第1項参照。

「その者が受任したことを証する書面を添付しなければならない」

本組合の清算人は、総組合員から清算事務の委任を受けた者である。商業登記法第 62 条第 2 項では、清算人の選任の登記の申請書に「就任を承諾したことを証する書面」を添付するものとしているが、本組合の場合の清算人は総組合員との間に清算事務についての委任契約を結んだ者であるため、自らの「受任を証する書面」を添付すれば足りる。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

清算人の登記を変更する登記の申請の際の添付書面について定めたものである。

第1項(清算人の退任による変更の登記)

「**清算人の退任**」とは、清算人がその地位を退く一切の場合を含む。清算人の退任とは、辞任、解任、死亡、破産、後見開始の審判を受けたことなどがある。退任を証する書面としては、辞任届、組合員による解任があった場合の組合員全員の一致があったことを証する書面、死亡診断書、破産宣告書、後見開始の決定書等が想定される。

第2項(清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記)

清算人の登記について規定する第23条は、第20条の変更の登記の規定を準用しているところ、清算人の登記の添付書面についても、変更の登記の添付書面について定める第28条と同様の規定を設けるのが当然であることから、こうした規定をおいたもの。

しかしながら、第28条本文が事務所の新設や移転の登記の添付書面についても含めた規定の仕方となっていることから、清算人の登記への準用に適さないため、本条で第2項を独立に設けている。

(清算終了の登記の添付書面)

第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

【解説】

清算終了の登記に関しては、清算事務（組合財産の処分及び組合と組合の利害関係人との権利関係の整理）がすべて終了したことを担保するために、総組合員が作成した、組合財産の処分が完了したことを証する書面を、登記申請書に添付することを要求するものである。

商法上の清算においては、定款又は総社員の同意により決定した財産処分方法に沿った清算である「任意清算」（商法第117条）と、任意清算以外の場合の清算方法である「法定清算」（商法第120条。同法第121条から第135条までに手続規定あり）があるが、清算人が就任するのは後者の場合である。

他方、投資事業有限責任組合においては、民法上の組合と同様（民法第685条参照）解散後必ず清算人が就任することとされているが（第14条）商法上の清算人のような法人の代表者ではなく、民法組合における清算人と同様あくまでも総組合員の代理人である（大審院大正14年5月2日民集4.238判決）と解せられることから、清算業務をする際には本人たる総組合員のためにすることを相手方に示し、かつその法律行為の効果は総組合員に帰属することとなる。

このことから、本組合の清算人が清算業務を結了した場合における登記の申請書への添付書面としては、商業登記法第64条第1項（任意清算終了の登記の添付書面）と同様、総組合員の名義で作成された証書がふさわしいと考えられるため、こうした規定を設けたもの。本組合を成立させる組合契約書が全組合員の名によって作成されるものであること（第3条第2項）とも均衡がとれた条項となっている。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項（合名会社の登記）及び第七十七条から第一百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の囑託）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

【解説】

我が国では、株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示することにより取引の安全と円滑化及び商人の信用の保持を図る制度として、一般に商業登記制度が用いられている。

本法に基づく組合契約は組織・管理の基本が定められており、そこに一定の団体性が認められることとなるから、本法の登記は、契約の登記ではあるものの、夫婦財務契約の登記が準用する不動産登記（非訟事件手続法第 125 条参照）ではなく、商業登記に準じた取扱いがされることが望ましいと考えられる。

また、登記事務を取り扱う登記所には、商業登記事務を取り扱う登記所（併せて不動産登記事務も取り扱うところもある）と、不動産登記事務のみを取り扱う登記所があるが、登記所側及び登記所利用者側双方の利便性を考慮しても、商業登記事務を取り扱う登記所で本組合の登記事務がなされることが適切と考えられる。

以上のような理由から、本法における組合の登記については、不動産登記法ではなく商業登記法の諸規定を準用することとしたものである。（ただし、各準用条項の解釈にあたっては、契約法制であることに伴い法人における場合とは若干の相違がある点に留意すべきである。）

また、第 19 条において、裁判所が無限責任組合員の業務執行停止等の仮処分をした場合の登記について定めているので、当該仮処分を下した裁判所による管轄登記所への当該登記の囑託についての規定を置く必要があるため、法人の代表者ないし役員の業務執行停止の仮処分等の登記の委託について定める民事保全法第 56 条を準用するとともに、所要の技術的読み替えをする。

注) 参照頁

民事保全法第 56 条については 116 頁参照。

なお、本条において準用する商業登記法の条項及び特に論点となるものの解説は以下のとおり。

- ・ 第 2 条 (事務の委任)
- ・ 第 3 条 (事務の停止)
- ・ 第 4 条及び第 5 条 (登記官)
- ・ 第 7 条 (登記簿等の持出禁止)
- ・ 第 8 条 (登記簿の滅失と回復)
- ・ 第 9 条 (登記簿等の滅失防止)
- ・ 第 10 条 (登記簿等の閲覧)

「何人でも、手数料を納付して、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の付属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。」

登記簿の閲覧を何人でも請求することができるのは当然である。

問題は、登記簿の付属書類の閲覧についてであるが、登記簿の付属書類である組合契約書等については、匿名性が保たれることを条件に投資事業有限責任組合に出資することが多い有限責任組合員を保護する政策的必要性等があることから、閲覧に要する「利害関係」を特に厳格に解する必要がある。かかる観点から、投資事業有限責任組合契約登記簿の付属書類の利害関係を証する書面(投資事業有限責任組合契約登記規則(関係条文(3)参照)第 5 条参照)とは、組合に対する執行力がある債務名義の正本及び申請人の印鑑の証明書であって市区町村長の証明したもの等がこれに該当する旨、法務本省より全国の法務局、地方法務局へ通達がなされているところである。

- ・ 第 11 条 (謄抄本の交付等)
- ・ 第 12 条 (印鑑証明)
- ・ 第 13 条 (手数料)
- ・ 第 14 条 (当事者申請主義)

「登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の委託がなければ、することができない。」

「**当事者**」とは無限責任組合員又は清算人を指す。投資事業有限責任組合は法人格がない人的結合関係であるに過ぎず、権利能力なき社団にすら該当しない（第 17 条の解説 **本章の趣旨**参照）ことから、法人の場合（商法第 9 条）とは異なり、組合自体をここにいう「当事者」と解することはできない。また、本法の登記は我が国第 2 番目の契約の登記制度であるが、最初の契約の登記制度として創設された夫婦財産契約の登記においては契約者双方の申請を有するものとしている（非訟事件手続法第 123 条第 1 項）のに対し、本法は第 26 条において業務執行権を有する無限責任組合員又は清算事務執行権を有する清算人を単独で申請していることから、その他の組合員もここにいう「当事者」と解することはできない。

「**官庁の囑託**」とは、準用される商業登記法第 56 条に基づき無限責任組合員又は清算人の業務執行停止等の登記を裁判所書記官が管轄登記所に対して囑託する場合を指す。

「**法令に別段の定めがある場合**」とは、登記官が、投資事業有限責任組合に関する登記が、本条により準用される商業登記法第 109 条第 1 項各号に該当することを発見したときに、本条により準用される同法第 110 条及び第 112 条に基づき職権で登記を抹消する場合等である。なお、登記に錯誤若しくは遺漏又は無効原因がある場合に、無限責任組合員以外の者（「当事者」には該当しない）が無限責任組合員を相手取って更正（第 107 条）ないし抹消の申請（第 109 条）をすべき旨の訴えを提起し、その結果勝訴判決を得た原告が被告に代わって当該登記の申請する場合もあり得る。この場合、勝訴した原告は、商業登記法第 107 条ないし第 109 条にいう登記の「当事者」にはあたらないものの、当事者たる被告の代理人として登記の申請をすることが特別に認められることとなる。（法務省民事局長通達 昭和 30・6・15 民事甲第 1249 号）

- ・ 第 15 条（囑託による登記）
- ・ 第 16 条（当事者出頭主義）
- ・ 第 17 条（登記申請の方式）

- 「 1 登記の申請は、書面でしなければならない。
- 2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。
 - 一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
 - 二 代表人によって申請するときは、その氏名及び住所

- 三 登記の事由
- 四 登記すべき事項
- 五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日
- 六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額
- 七 年月日
- 八 登記所の表示

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。」

第1項においては、登記の申請について要式行為とするために、口頭での申請を許さず、必ず書面によらなければならない旨定められている。

第2項及び第3項においては、申請書の一般的な記載事項が定められている。ここにおいて「申請人」とは、本法においては無限責任組合員又は清算人を指す。法人格がなく、かつ権利能力なき社団にも該当しない投資事業有限責任組合は、登記の主体として取り扱うことはできないことから、本法における登記については特別に、無限責任組合員又は清算人が当事者として申請し登記する投資事業有限責任組合契約の登記とすることとして立法されたものだからである（第26条、第33条が準用する商業登記法第14条参照）。この点、法人の登記においては「申請者」が当該法人自体であり、代表者は申請人の一機関であるに過ぎない点と異なる。

なお、「又はその代表者」とは、投資事業有限責任組合においては自然人でも法人でも等しく組合員となることが可能であることから、申請人たる無限責任組合員又は清算人が法人である場合における代表者を想定しているのであり、無限責任組合員又は清算人を指すのではない。

- ・第18条（申請者の添付書面）
- ・第20条（印鑑の提出）
- ・第21条（受附）
- ・第22条（受領証）
- ・第23条（登記の順序）
- ・第24条（申請の却下）

第1号から第9号まで（第1号～管轄違い、第2号～非登記事項、第3号～既登記事項、第4号～無権限者の申請、第5号～当事者・代理人の不出頭、第6号～不適式な申請書、第7号～印鑑の不提出・印鑑違い、第8号～必要書面の不添附、第9号～申請書等の記載の抵触）の手續上の形式的却下事由及び第10号（無効、取消原因のある登記事項）。

- 第 11 号（経由すべき登記所の不経由）及び第 12 号（同時申請の違反）
- 第 13 号（類似商号の登記）
- 第 14 号（使用禁止商号の登記）
- 第 15 号（商号抹消会社の他の登記申請）
- 第 17 号（登録免除税法の不納付）
- ・第 26 条（行政区画等の変更）
- ・第 27 条（類似商号登記の禁止）

「商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。」

本法において商業登記法第 27 条を準用した趣旨は、

無限責任組合員が多数の投資家に呼びかけて投資事業有限責任組合を組成していくという本法の健全な運用実施を担保するため、異なる組合の無限責任組合員が同一事業を営む類似名称の組合の組合契約を同市町村内において登記することを禁止することにより、先に登記した組合の無限責任組合員の信用及び名声を保護すること。

紛らわしい組合名称の濫用によって生ずる怖れのある損害から一般人を保護すること

であり、第 5 条（名称）第 3 項の商法の準用と同趣旨である。投資事業有限責任組合契約は契約であるため、同一の無限責任組合員が同時に複数の投資事業有限責任組合契約を締結して複数の組合の無限責任組合員を兼任することことは多々あると想定されるが、このような場合に、同一の無限責任組合員が類似の組合名の組合契約を同市町村内に登記することを妨げる趣旨ではない。

すなわち、

本組合契約の登記の当事者は、法人の登記の場合に当該法人自体が当事者となり、（商法第 9 条）代表者自身は当事者ではないのと異なり、無限責任組合員又は清算人である（第 26 条、準用される商業登記法第 14 条）（*「商号」にあたる「組合の名称」を登記する当事者は無限責任組合員組合員に限られるため、以下清算人については触れない）。したがって本条にいう「他人」には当該無限責任組合員は含まれないこととなる。

（参考）これに対し法人の登記の場合には、当該法人自体が登記の当事者となり保護の対象となるため、たとえ同一の代表者を有する法人を新たに登記しようとする場合であっても、登記当事者としては別人格と扱われることから、「他人」には既に登記された同一代表者が含まれることとなる。

したがって、本条にいう「同一営業のため他人が登記したもの」とは、「同一の事業（第3条第2項第1号）を行うために異なる無限責任組合員が投資事業有限組合契約を登記した際に登記された組合の名称」を意味すること、

全く同一の無限責任組合員を擁する複数の類似した組合名称の投資事業有限責任組合が併存する場合であっても、投資事業有限責任組合の法律行為等の業務執行は無限責任組合員によって自己の名において一元的に行われ（第7条第1項）、また、当該業務執行を通じて第三者に対して損害を与えた場合には、当該無限責任組合員が連帯無限責任を負って債務を弁済することとなる。

（参考） これに対し有限会社や株式会社の登記の場合には、たとえ代表者が同一であっても各々の法人の債務は各々の法人が負い、代表者は各法人の債務から切り離されていることから、類似商号の氾濫により一般世人が損害を蒙るおそれ大きい。

したがって、一般人にとっても、同一の無限責任組合員が類似した名称の投資事業有限責任組合契約を登記する場合には、当該無限責任組合員を信頼して行動すればよく、当該類似商号登記により不利益を蒙ることはないこと、

が理由である。

実務においては、業務執行者の信用力と責任を明らかにする趣旨から、業務執行者が自らの名を冠して「A投資事業組合一号」「A投資事業組合二号」といった類似名称の組合を複数形成するといった慣行が1982年以来定着し、業務執行者たるAがそれらの組合につき同時並行的に同一の市町村内において投資事業を業務執行している場合が通例である。本法に基づきAが無限責任組合員となって「A投資事業有限責任組合一号」の組合契約を既に登記した市町村において、重ねてAが「A投資事業有限責任組合二号」を組成し登記しようとする場合については「A投資事業有限責任組合1号」と「A投資事業有限責任組合二号」は互いに判然区別することができない類似組合名称と解される余地があるが、「A投資事業有限責任組合一号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員Aは、「A投資事業有限責任組合二号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員Aと同一人格であり「他人」には該当せず、また、無限責任組合員を信用して行動すれば足りる一般人の利益を害することもないため、本準用条項に抵触しないと解される。

仮に、別異の法体系である法人登記の例（同一の代表者を有する法人の間であっても互いに「他人」に相当するため同市町村内の類似商号登記が

禁止される)を前例として、準用された本条の「他人」の意義について本法に適った正確な解釈が行われず、あるいは別異の法体系である法人の例(代表者と法人との間の責任関係は分断ないし限定されている)を前例として一般人の保護に欠けると解釈したりして、上記のような同一無限責任組合員が組成しようとする類似組合名称の組合契約の同市町村内での登記を認めないとする取扱いが生じることは、円滑な投資事業有限責任組合の組成と運用を阻害することにつながり、本法の趣旨を誤るものであることは言うまでもない。

本法が本準用規定において禁止するのは、上記の例においてAとは異なる人格であるBが無限責任組合員となって「A投資事業有限責任組合三号」のような類似組合名称の組合契約を同市町村内において登記しようとする場合や、一部の無限責任組合員のみ共有する類似組合名称の他の組合契約の登記がなされようとする場合等である。

本準用条項については、登記実務上混乱が生じることを未然に防止する観点から、本法律案が平成10年3月10日の国会提出までに立案されていた過程において内閣法制局等政府部内において整理された考え方を特に詳細に紹介したものである。本法の登記に関する規定を立案した過程においては、商業上の利便性を考慮して、夫婦財産契約の登記のように不動産登記法を準用する手法は採用せず、商業登記法を準用することとしたが、そもそも契約の登記であること等から、法人の場合における商業登記法の各条項の解釈とは異なる点が当然に存在することに留意すべきである。

(この他にも例えば、法人の場合には自然人のみ代表者となることができるが、投資事業有限責任組合は契約法制であるために法人が無限責任組合員となることが可能であるため、法人の例を前例として、組合契約の登記の際に無限責任組合として法人を登記することを認めないという登記実務がなされることも、本法の趣旨に反するものである。)

- ・第56条(支店所在地における登記)
- ・第57条から第59条まで(本店転移の登記)
- ・第61条(解散の登記)第1項
- ・第107条から第113条まで(登記の更正及び抹消)
- ・第113条の2から第113条の7まで(電子情報処理組織による登記に関する特例)
- ・第114条(行政手続法の適用除外)
- ・第114条の2(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
- ・第114条の3(審査請求事由)(第114条の2から条ずれ)
- ・第115条(審査請求書)

- ・第 116 条から第 118 条まで（審査請求事件の処理）
- ・第 119 条（行政不服審査法の適用除外）
- ・第 129 条（法務省令への委任）

投資事業有限責任組合契約登記規則(関係条文(3)参照)がこれにあたる。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に定める登記を怠ったとき。
- 二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

【解説】

第1号においては、本組合契約の登記による公示の正確性を期することにより第三者を保護するため、登記当事者たる無限責任組合員又は清算人（第25条第1項）が一定期間内に所定の登記を行わなかった場合の罰則を設けたもの。

また、本組合では、組合員及び債権者に対する情報開示について、第8条第1項で財務諸表等の作成及び主たる事務所への備置、同条第2項で監査の義務付け、同条第3項で組合員及び債権者による書類の閲覧及び謄写について定めている。こうした情報開示の正確性を期することによって組合員及び組合債権者を保護するため、第2項においてこれらの規定に違反した際の罰則を規定したものの。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

【解説】

不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一若しくは類似の名称を使用し、または、不正の目的で他人の事業であると誤認させるような名称を使用した者は、本条によって過料に処せられる。登記された組合契約の無限責任組合員の社会的信用を保護するとともに、一般人をして同一ないし類似の組合名称の氾濫による不測の損害を蒙るおそれから保護する趣旨である。(第5条第3項、第33条が準用する商業登記法第27条と同旨)

したがって、同一の無限責任組合員が既存の投資事業有限責任組合(例えば「A投資事業有限責任組合一号」と類似の名称の投資事業有限責任組合「A投資事業有限責任組合二号」)を組成したとしても、本条の対象とするところではない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は公布の日から施行する。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年四月三十日とする。

【解説】

新法の施行日を平成 16 年 4 月 30 日と定めたもの。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項に規定する組合契約(同項第四条の二に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)に係るこの法律による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。))その他の者であって、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)であって投資業者(投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。)でないもの」とあるのは、「特定中小企業者等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。))その他の者であって、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)」とする。

- 2 前項の組合契約によって成立する新法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十四号)附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。
- 3 この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に登録された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登録されたものとみなす。
- 4 この法律の施行前に旧法第三十三条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定によってした処分、手続その他の行為は、新法第三十三条において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によってしたものとみなす。

【解説】

本条は、本改正前の旧法に基づき組成された中小企業等投資事業有限責任組

合については、原則として本改正後の新法が適用されるが、それによる不都合が生じないように所要の経過措置を定めたもの。

本改正前の旧法に基づき組成された組合については、引き続き旧法を適用する旨の経過規定は設けられていないことから、本改正後には当然に新法が適用されることとなる。したがって、旧法に基づき組成された組合についても、組合契約の変更を行えば、新法において拡充された投資事業の範囲まで事業を営むことができる。

なお、今国会に提出されている証券取引法の改正案も同様の経過措置を設けているため、この証券取引法の改正法案が可決・成立し、施行された場合には、組合契約変更を行えば、証券取引法改正前に設立された組合についても証券取引法改正後に拡充された業務（例えば、投資先以外に対する金銭債権の取得、出資約束額の50%を超えて行うファンド・トゥ・ファンドなど）を行うことができる。

第1項(投資営業者に対する匿名組合出資に関する経過規定)

新法第3条第1項第7号(匿名組合への出資等)においては、投資営業者に対する匿名組合出資の扱いの明確化を図り、これを同号の対象から外すこととした。

しかしながら、旧法に基づき組成された組合が、旧法第3条第1項第4号の2に基づいて投資営業者に対する匿名組合出資等を行っていた場合、当該出資等については新法第3条第1項第9号に基づく規制が課せられてしまい、組合の事業に支障が生じかねない。

したがって、本項において、旧法第3条第1項第4号の2に基づいて投資営業者に対する匿名組合出資を行っていた組合については、新法第3条第1項第7号の規定に基づいて出資されているものと見なすこととした。

第2項(無権代理行為の追認に関する経過規定)

第1項と同様の趣旨で、無限責任組合員による無権代理行為のうち追認できる範囲について、旧法第3条第1項第4号の2に基づく投資営業者に対する匿名組合出資等については、新法第3条第1項第7号の規定に基づくものとして判断することとした。

第3項(中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿に関する経過規定)

本項により、旧法に基づき「中小企業等投資事業有限責任組合契約登記簿」に登記された事項は、新法の「投資事業有限責任組合契約登記簿」に登記されたものとみなすこととした。

第4項(商業登記法及び民事保全法の規定に基づく処分等に関する経過規定)

新法施行前に、旧法の準用する商業登記法及び民事保全法の規定によってした処分、手続その他の行為については、新法の準用する当該規定によってなされたものとみなすこととした。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。事項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一~三 (略)

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法(昭和二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の遂行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)の一部を改正する政令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

（法第十一条第一項第五号の政令で定める期間）

第十一条 法第十一条第一項第五号の政令で定める期間は、十年とする。

【解説】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）は、銀行業又は保険業を営む会社（以下「金融機関」という。）につき、他業支配を禁ずる観点から、他の国内の会社につきその総株主の議決権の一定割合を保有することを禁じている。

この点、金融機関が、株式を保有する組合の組合員となった場合、組合の共同事業性からすれば、金融機関が組合員となることによる組合を通じた保有であっても銀行等が直接保有することと何ら変わらないこととなるため、独占禁止法による規制の対象となりそうである。

しかしながら、投資事業有限責任組合は、投資先の事業支配を目的とするものではなく、その成長発展を支援することを通じて自らキャピタル・ゲインを得ることを目的としていることから、独占禁止法が禁ずる他社の事業支配の可能性は、通常認められない。したがって、金融機関による株式保有のうち、本組合の組合財産として株式を保有することとなる一定の場合につき、独占禁止法第11条第1項の金融機関の持株比率制限（5%ルール。ただし保険業者の場合は10%。）の適用除外としている（独占禁止法第11条第1項第5号）。（金融機関が無限責任組合員となる場合や、有限責任組合員であっても組合財産として株式を持分として所有するのではない場合については、事業支配性が認められるため、原則通り株式保有制限を受ける。詳細は下記参照。）

ただし、金融機関が有限責任組合員である場合、原則として5%ルールの適用除外とするものの、無制限に適用除外とすると、真にキャピタル・ゲインを得ることを目的とした当面の期間の株式保有でない場合も含まれてしまうこととなる。そこで、以下の場合には原則どおり持株比率制限の適用を受けるものとしている。

有限責任組合員が議決権の行使ないし指図ができる場合

このような場合には金融機関による事業支配性が認められるため。

政令で定める期間（10年）を超える長期にわたって組合が投資先の株式を保有する場合

10年という期間については、組合の存続期間として現在最も普及している10年間を外形基準とすべきであるとの考え方に基づき定められたもので

ある。

なお、政令で定める期間（10年）を超えて組合が株式を所有する場合には、独占禁止法の原則に戻り、公正取引委員会が個別に判断して認可することとなる。

また、平成14年の改正により、本法の投資事業有限責任組合のみならず、会社に対する投資事業を営むことを約する民法組合についても、投資事業有限責任組合同様の規定が設けられている。

なお、銀行及び保険会社による株式保有については、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融システム改革法）において、銀行法及び保険業法が改正され、銀行や保険会社が幅広い子会社を持つことが認められることとなった。これに伴い、銀行法及び保険業法においても銀行グループ及び保険グループを対象とした株式保有制限（銀行グループは会社の発行済株式等の5%まで、保険グループは10%まで）が導入された。

この銀行法・保険業法上における株式保有制限についても、独占禁止法における投資事業有限責任組合を通じた株式取得に関する考え方同様、一定の要件を満たす場合には、保有が制限される株式に含まれないこととされている（銀行法施行規則第1の3第1項2号、保険業法施行規則第1条の3第1項第2号）。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合(同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。)」に改める。

【解説】

本改正前は、中小企業等協同組合法において、本法に基づく中小企業等投資事業有限責任組合は企業組合の特定組合員たる資格を有するものとして規定されている(中小企業等協同組合法第8条第6項第3号)。これは、本来企業組合は、零細個人事業者や仕事を始めようとする個人が、それぞれの資力と技能等を組合に投入して一つの事業体として事業を行うことにより、その経営の強化・合理化をはかるものであるが、企業組合が個人のみで集まるグループであるがゆえに生ずる資本力・設備能力・技術力等の不足を補い、企業組合の機能を強化・活性化するため企業組合の上記趣旨を損なわない範囲で組合員資格が拡大されたことによる。

旧法に基づく中小企業等投資事業有限責任組合はその法目的が「中小企業等に対する円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等の促進」であり、企業組合の上記趣旨に合致するものであったといえる。しかしながら、本改正により、新法の下では投資事業有限責任組合が専ら公開企業への出資を行うことが可能となった。このような組合については企業組合の上記趣旨に合致するものとはいえないため、投資事業有限責任組合のうち、企業組合の組合員となれるものの範囲を限定することとした。

具体的には、企業組合の組合員となれるものは、特定組合以外の組合(投資事業有限責任組合のうち、中小未公開企業株式取得等事業のみを行うもの)に限られる。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第一項第二号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「規定する投資事業有限責任組合契約」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記」を「投資事業有限責任組合契約の登記」に改め、同号(一)中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「(中小企業等投資事業有限責任組合契約)に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任組合契約」に改め、同号(三)イ中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

【解説】

本法においては、組合契約に関する登記の制度を設けているため、当該登記を申請するに際し納付すべき登録免許税の額の規定が必要となる。

そこで、登録免許税法において組合契約に関する登記を申請する際の登録免許税額に関する規定が設けられている。

なお、本登記は契約に関する登記であり、法人の設立登記等とはその性質を異にする。

そのため、組合契約の登記にかかる登録免許税額の規定は従来契約の登記について唯一定められていた「夫婦財産契約の登記」(別表第一第22号)の登録免許税についての定めにならい第22号の2として規定されており、かつ税額も夫婦財産契約の登記と同額とされている(につき 万円)。

今回の改正は、本改正により本法の名称が変更されることに伴う措置である。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(昭和十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等」を「投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合がその株式を保有する特定株式会社(次のいずれかに該当する株式会社であつて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 資本の額が五億円以下のもの
- 二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
- 三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの
- 四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

【解説】

新事業創出促進法の概要

新事業創出促進法はあらたに事業を開始しようとする個人や中小企業等に対しての幅広い支援、中小企業者の新技術を利用した事業活動に対しての支援を行い、地域産業資源を活用した事業環境の整備を行うことで新たな事業の創出を促す目的で平成10年12月に制定された。その後、同法は平成11年に改正され、投資事業有限責任組合に関する以下の特例が設けられることとなった。

(1) 新事業創出促進法に基づく認定を受ける際の認定手続の簡素化

新事業創出促進法に基づく特例措置を受けるには、経済産業局又は各事業所管大臣に新事業分野開拓に関する実施計画を提出し、認定を受ける必要があるが、特定投資事業組合から投資を受けている事業者については当該認定にかかる要件が緩和される。

(2) 特定投資事業組合に対する出資制度

特定投資事業組合のうち、希望する者に対しては、公的ベンチャーキャピ

タルである新規事業投資株式会社による出資を受けられる(ただし、別途新規事業投資株式会社による審査が必要)(ただし、本制度は、平成16年7月以降、独立行政法人中小企業基盤整備機構による出資制度へと統合される予定)。

特定投資事業組合

投資事業有限責任組合のうち、投資先企業を積極的に指導するものとして、以下の から の全ての要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたもの(新事業創出促進法第2条第5項)。

組合契約において、投資先企業に対して積極的な指導(役員派遣又は意見陳述権の確保等)を行う旨の方針を規定していること

組合契約において、半期ごとに財務諸表を作成し、公認会計士等の意見を聞くことを規定していること

組合契約において、無限責任組合員が法人の場合は、投資担当者(無限責任組合員の役員若しくは使用人又は有限責任組合の委任を受けた者であって、当該有限責任組合の投資事業を主として担当する者：キーマン)の氏名及び当該投資担当者の変更手続を規定していること

無限責任組合員が1%以上の出資(新事業創出促進法施行規則第2条の2第8項)を行っていること

複数の外部の有限責任組合員(新事業創出促進法施行規則第2条の3第2項~第7項)が3分の1以上の出資を行っていること

ところで、今回の法改正に伴い、新法に基づく投資事業有限責任組合による投資は、従来から可能とされていた中小未公開企業に対するもののみならず、上場大企業に対して行うことも可能となった。

しかしながら、新事業創出促進法の立法趣旨に照らした場合、特定投資事業組合たりうる組合は本改正前の投資事業有限責任組合に限定されることから、その旨を規定している。

(新事業促進法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合は、この法律の施行の日において前条の規定による改正後の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合とみなす。

【解説】

本改正前に新事業創出促進法に基づき特定投資事業組合となった組合は、本改正後もなお特定投資事業組合たる資格を有する旨を規定している。